

## 環境学習を通じた次世代を育むまちづくり

「環境学習都市宣言」の概要と宣言文の策定経緯

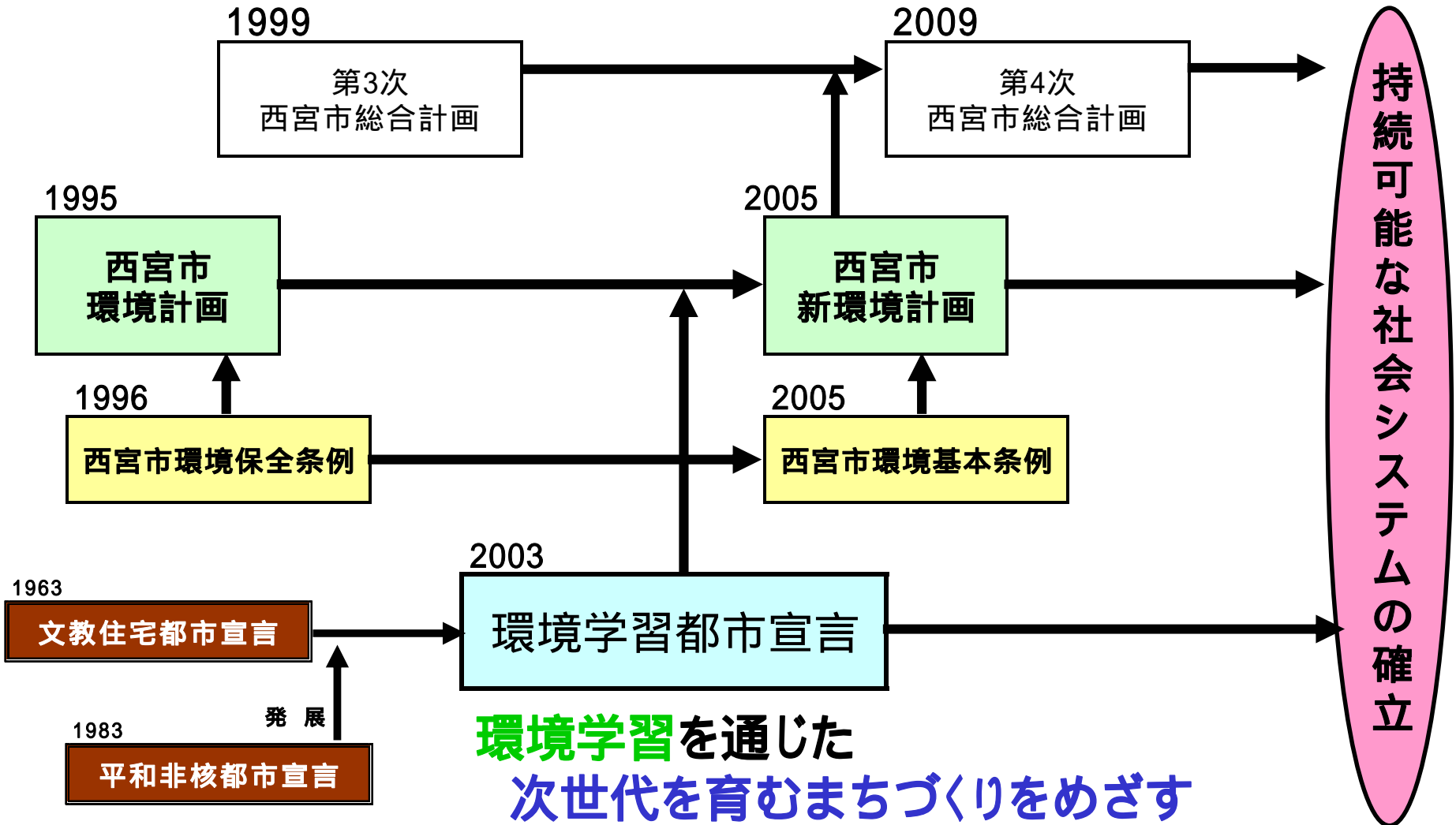
「新環境計画」の概要と策定経緯

“参画と協働”のしくみづくり ~ 計画推進体制 ~

“参画と協働”に関する現況と課題・今後の取り組み



# これまでの取り組みと今後の方向性



# 環境学習都市宣言

これからの活動の基本的な考え方になるもの

- 全国初の「環境」と「学習」を組合せた都市宣言
- 市民、事業者、行政など様々な主体の参画と協働で環境学習をテーマに持続可能なまちづくりを目指す

## 環境学習都市宣言の5つの行動憲章

学びあい

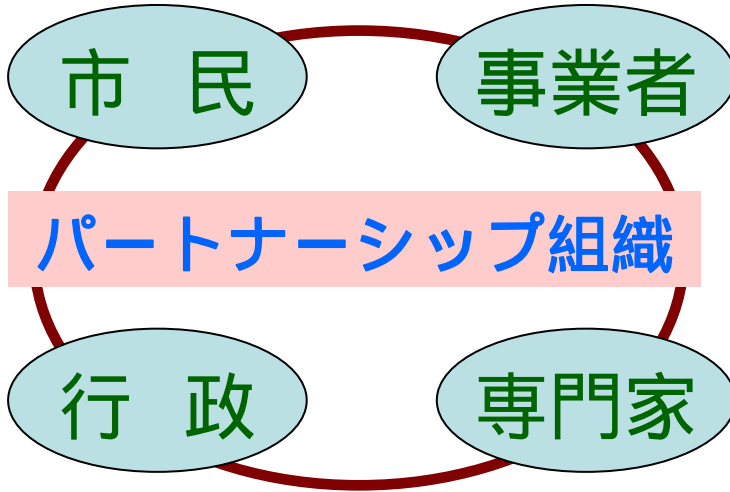
参画・協働

共生

循環

ネットワーク

# 環境学習都市 推進市民会議の設置



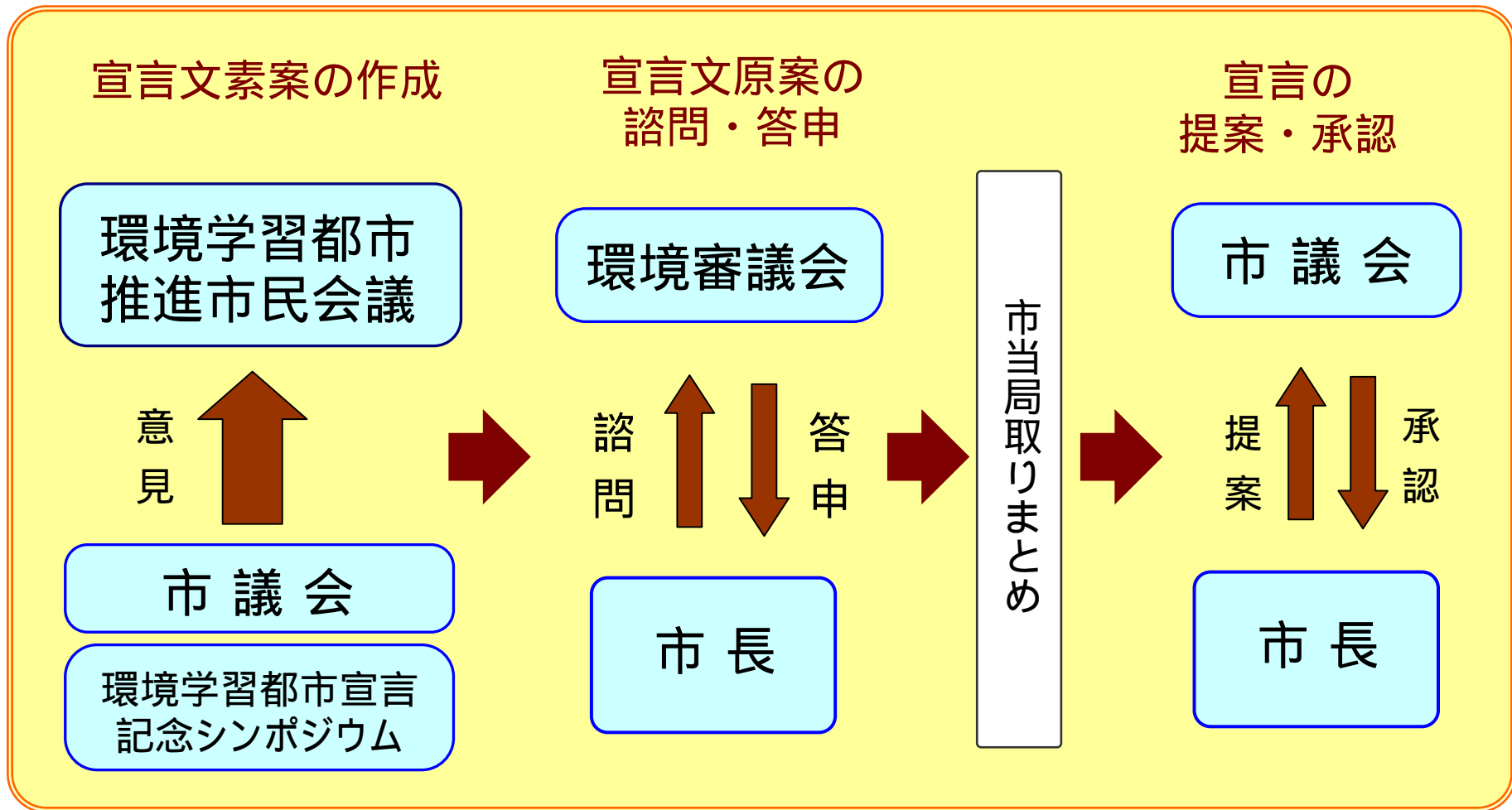
平成15～16年度

- \* 環境学習都市宣言文の策定
- \* 環境学習都市推進事業の推進
- \* 西宮市環境計画の改定

青年層も参画!!

市民関係	PTA協議会
	芸術文化協会
	自然保護協会
	甲子園地区埋立事業対策協議会
	青年会議所
	環境衛生協議会
	コミュニティ協会
	公募委員(3名)
事業者関係	グリーン購入ネットワーク
	商工会議所
	生活協同組合コープこうべ
	JA兵庫六甲
	労働者福祉協議会
専門家	環境カウンセラー(事業者部門)
	武庫川女子大学
	神戸女学院大学
	関西学院大学
	NPO法人こども環境活動支援協会
行政関係	教育次長(2名)
	総合企画局長
	市民局長
	環境局長
	都市局長

# 環境学習都市宣言文の策定過程



# 環境学習都市宣言記念シンポジウム



テーマ  
「20年後の西宮の環境」

青少年の主張



特別スピーチ  
炭谷茂氏  
(環境事務次官)

平成15年10月29日

参加者:900名

パネルディスカッション



# 環境学習を通じた 持続可能なまちづくりの推進に向けて

## 環境学習都市宣言

### 環境基本条例

これからの活動の  
ルールなどを定めたもの

### 新環境計画

これからの  
活動計画となるもの

5つの行動憲章を基本要素として構成

# 西宮市環境基本条例

これからの活動の方針やルールを定めたものです。

## 平成17年 3 月制定

**背景:** 宣言及び新計画に沿った基本条例の制定の必要性

**目的:** 市民、事業者、行政の責務を明らかにし、各主体の参画と協働により、環境学習を通じた持続可能なまちづくりの推進すること

市、事業者、市民の責務（第4条）

事業者及び市民の参画の機会の確保（第18条）

市民、事業者、行政の協働による取り組み（第19条）

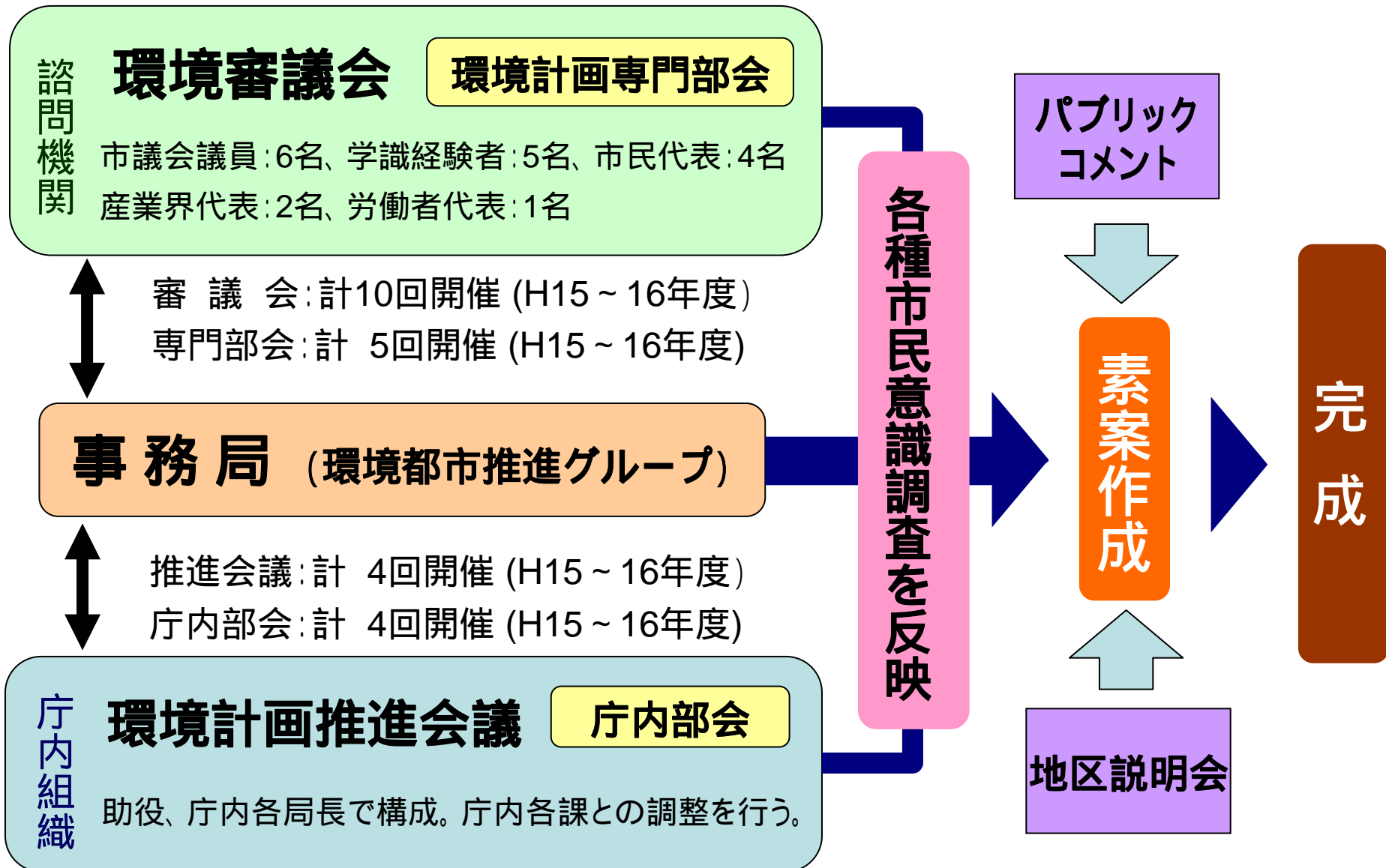


# 西宮市新環境計画

私たちのこれからの活動計画です。

- 『環境学習都市宣言』の理念を踏まえ、本市の総合計画を環境政策面から推進するための計画
- 環境基本条例第7条の規定に基づく、総合的な環境づくりを推進する基本計画

# 新環境計画の策定にかかる体制



# 環境に関する市民意識等の反映

## 西宮市の環境に関する意識調査

小学生、中学生、18歳以上の市民対象の調査

小学生(5、6年対象):3491人

中学生 :3148人

18歳以上の大人 :2736人 計9,375人

## 市民自然調査

約1万1千人の市民調査員による生き物調査

## 「20年後の西宮」作文コンテスト

小学生、中学生、高校生から西宮の20年後の姿をテーマに  
作文を募集。(応募数519点)

# 市民自然調査 結果報告(ホームページ版)

平成15年度(2003年度) 西宮市 市民自然調査 結果報告 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)



アドレス(D) http://ikimono.leaf.or.jp/



## 平成15年度(2003年度) 西宮市 市民自然調査 結果報告 調査期間:2003年6月1日~10月31日



みつげちゃん

にしのみやの  
生きものを探そう!  
ウォッチング!西宮の自然

[はじめに](#)

### I 調査概要

### II 調査エリア

1. [西宮市の位置と広さ](#)
2. 町中の調査エリア  
[町界地図](#)  
町名コード表  
[コード順・50音順](#)
3. 水辺の調査エリア  
[調査対象河川地図](#)  
[水辺の調査ポイント表](#)

### III 調査報告

1. 町中の自然
  - 1) [調査結果](#)
  - 2) [生きもの発見ランキング](#)
2. 水辺の自然
  - 1) [調査結果](#)
  - 2) [生きもの発見ランキング](#)

### IV 調査結果へのコメント

1. [植物編](#)
2. [動物編](#)

### V 参加者の声

1. [アンケート結果](#)
2. [調査対象以外の報告](#)
3. [調査に参加して気づいたこと](#)



チャボくん

[報告書](#)  
修正版  
(PDF:6.97MB)



クリックすると  
PDFデータを  
見ることが  
できます

→ [配布された報告書に誤りがありました](#)

### ポイントごとの調査結果

- ・ [町中の調査エリア](#) (各町ごとに発見された生きもの)
- ・ [水辺の調査エリア](#) (各水辺ポイントごとに発見された生きもの)

### オリジナル比較マップ作成

- ・ [町中の自然](#)
- ・ [水辺の自然](#)

お気に入り

追加... 整理...

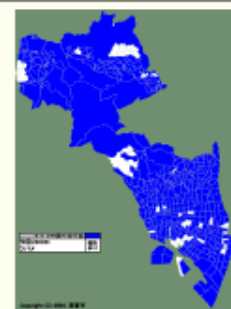
- リンク
- MSN.co.jp
- 個人
- 新規制定・改正法令
- 納得して貸すために・index
- インターネットタウンページ
- 法令データ提供システム
- 環境学習
- 文部科学省ホームページ
- ポートフォリオについて(鈴木敏恵)

### (8) ツバメ

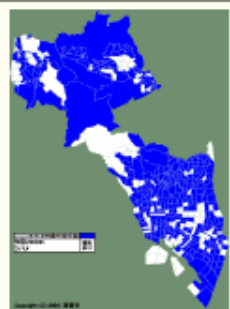


全長約17cm。つやのある黒色の体で、額とのどが赤い。水田や道路、川の上空を勢いよく飛び、くちばしを大きく開いて飛んでいる虫をのみこむ。3月末～9月頃まで日本にいる渡り鳥。家の軒下に巣を作る。

市内全域での報告件数：今回 3491



調査結果マップ(今回)



調査結果マップ(前回)

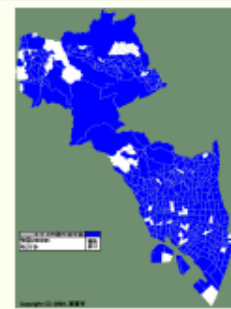
マップ拡大表示 今回 前回 比較

### (9) キジバト

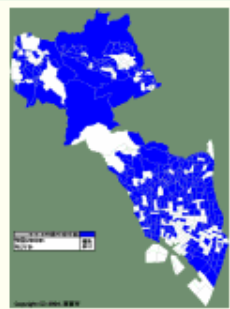


全長約33cm。以前は山里の林の中にすんでいたが、最近は公園や街路樹などに巣を作り、草の種子や木の実を食べる。背中とつばさにオレンジ・青色のまざったうろこ模様。一年中見られる留鳥。「デデッポポー」と鳴く。

市内全域での報告件数：今回 2730



調査結果マップ(今回)



調査結果マップ(前回)

マップ拡大表示 今回 前回 比較

### (10) ヒヨドリ



全長約28cm。近年、町中の庭木や雑木林によくおり、花の蜜、木の実、柿などの果実、昆虫を食べる。波形をえがいて飛び、体は灰色で、ほろまに褐色のもようがある。「ヒーヨヒーヨ」と大きな声で鳴く留鳥。

市内全域での報告件数：今回 1340



# 計画策定に向けた説明会など

## 宣言・計画改定に向けた説明等

平成15年度

- 環境衛生協議会巡回相談（計14地区）
- 計画改訂に関する意見募集（各支所、HP）

## 計画素案に対する意見募集

平成16年度

- パブリックコメント 計30通（66件の意見）
- 地区説明会 計 5地区

# 基本的な考え方

学びあうまちのしくみを育てます

自律と協働を原則とした  
パートナーシップ社会を育てます

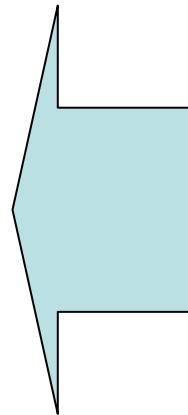
あらゆる主体が参画し、  
持続可能な社会のしくみを育てます

# 学びあうまちのしくみを育てます

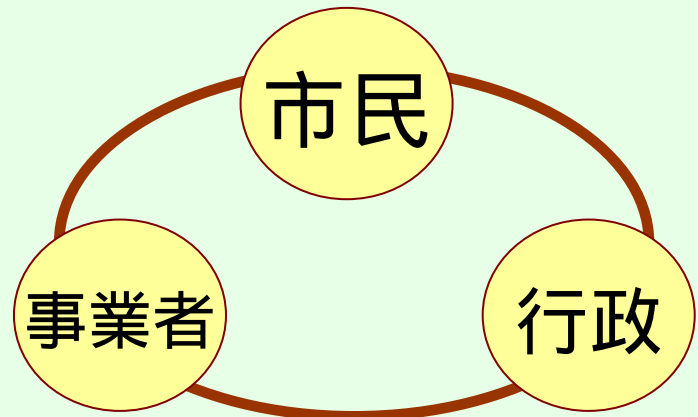
環境問題



予防的な  
取り組みの必要性



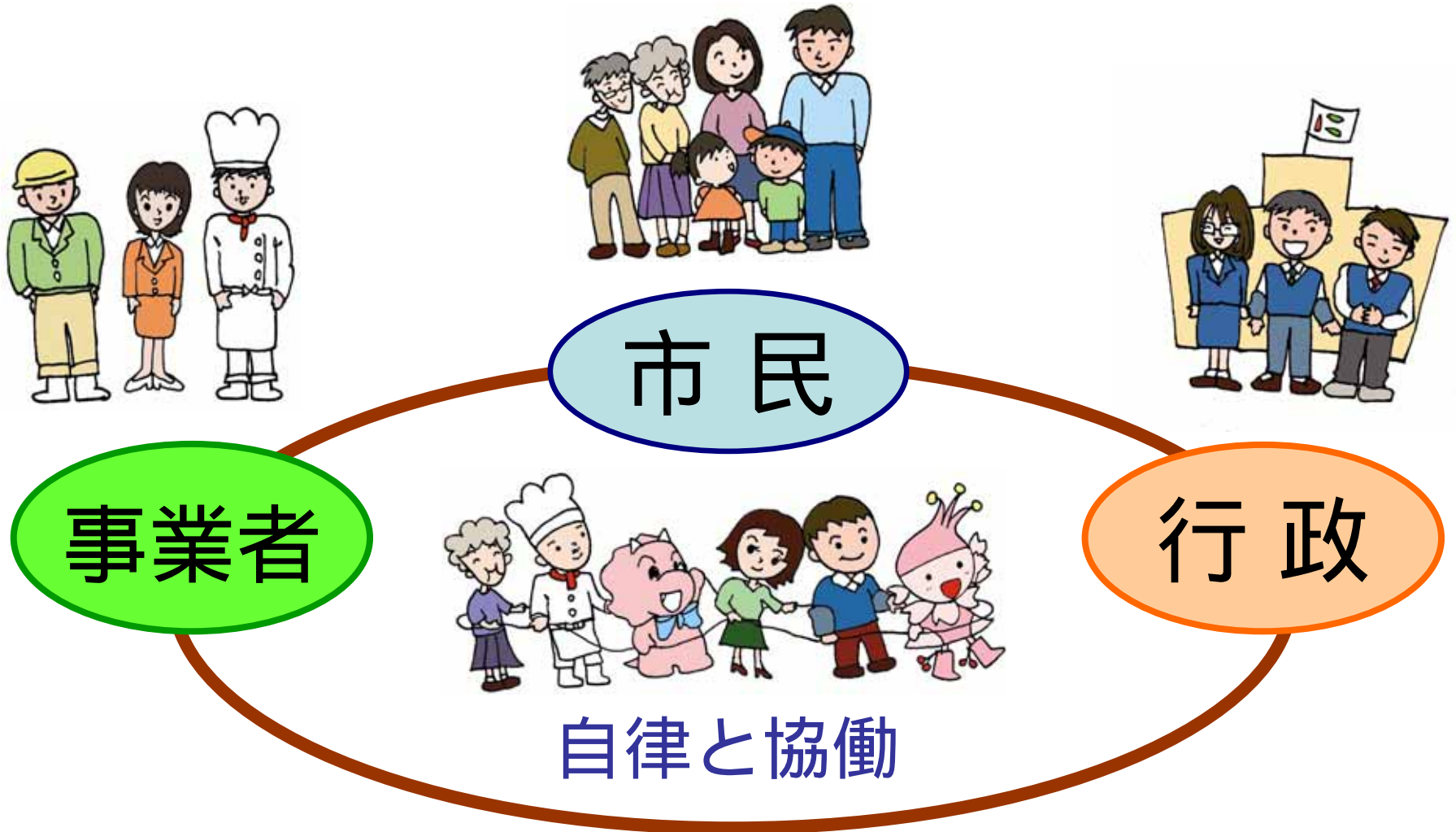
学びあう  
まちのしくみ



日常的・継続的な  
環境学習推進



# 自律と協働を原則とした パートナーシップ社会を育てます



あらゆる主体が参画し、  
持続可能な社会のしくみを育てます

## 持続可能な社会

包括的問題

政治  
経済

福祉

教育

環境

その他  
諸課題

地域間



あらゆる  
主体の参画



世代間

# 計画の期間

14年間

第1期

基盤整備

H17年度  
スタート

第2期

計画推進  
進行管理

H19 ~  
20年度

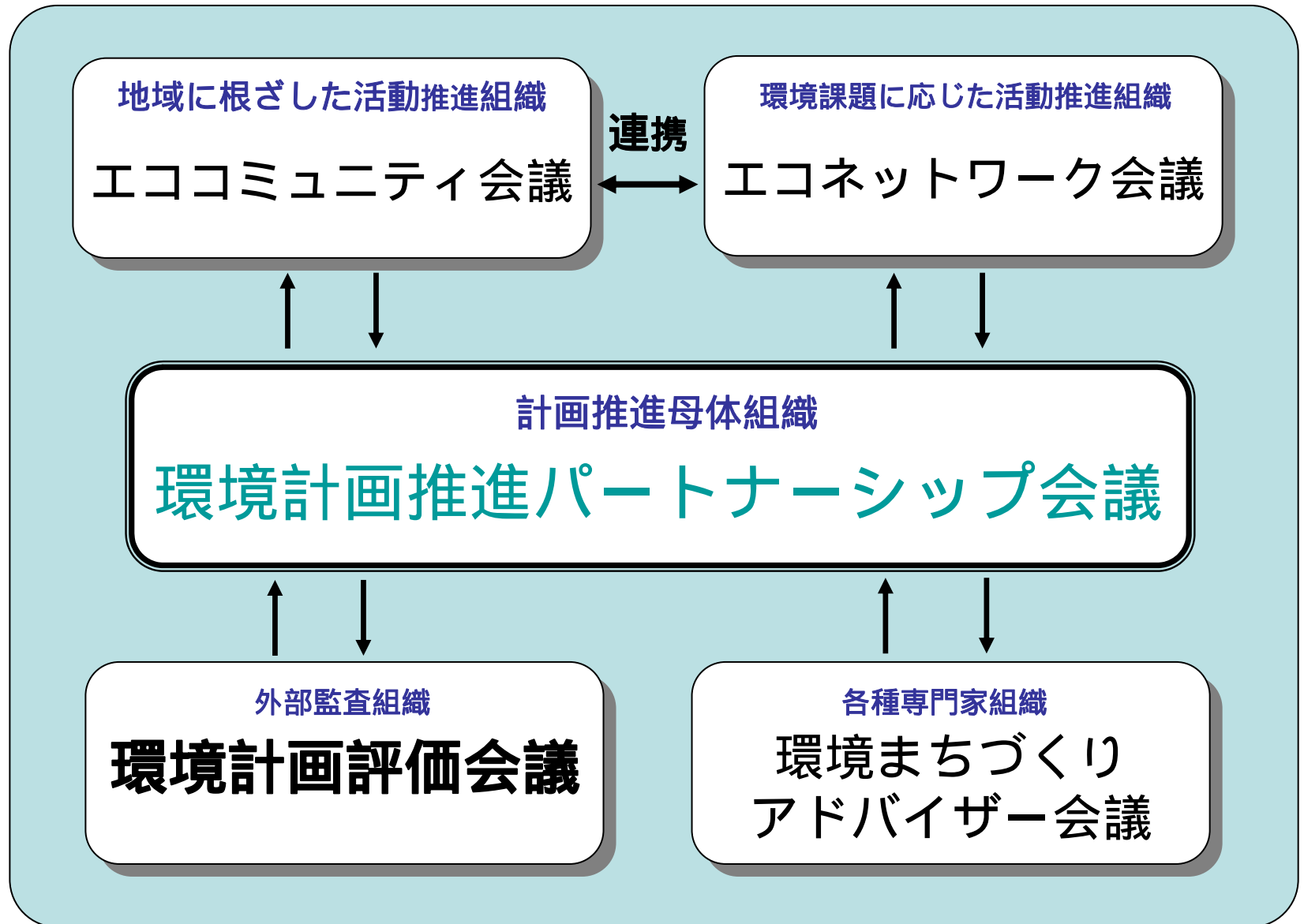
第3期

総合計画  
と連携

H21 ~  
30年度

科学技術の向上や社会情勢の変化に応じて見直しを行います。

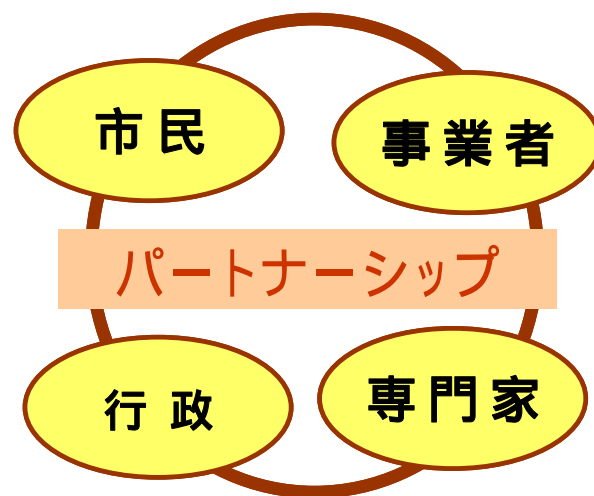
# 推進体制の確立



# 環境計画推進パートナーシップ会議

## 今後の環境まちづくりの推進母体組織

市民関係者	西宮市環境衛生協議会
	西宮コミュニティ協会
	西宮市社会福祉協議会
	西宮市青少年愛護協議会
	西宮市PTA協議会
	環境学習都市推進市民会議委員
企業関係者	西宮商工会議所
	兵庫六甲農業協同組合
	生活協同組合コープこうべ
	労働者福祉協議会
専門家	関西学院大学
	神戸女学院大学
	武庫川女子大学
	西宮自然保護協会
	NPO法人こども環境活動支援協会
行政	西宮市都市局
	西宮市健康福祉局
	西宮市環境局
	西宮市教育委員会



### 【設置根拠】

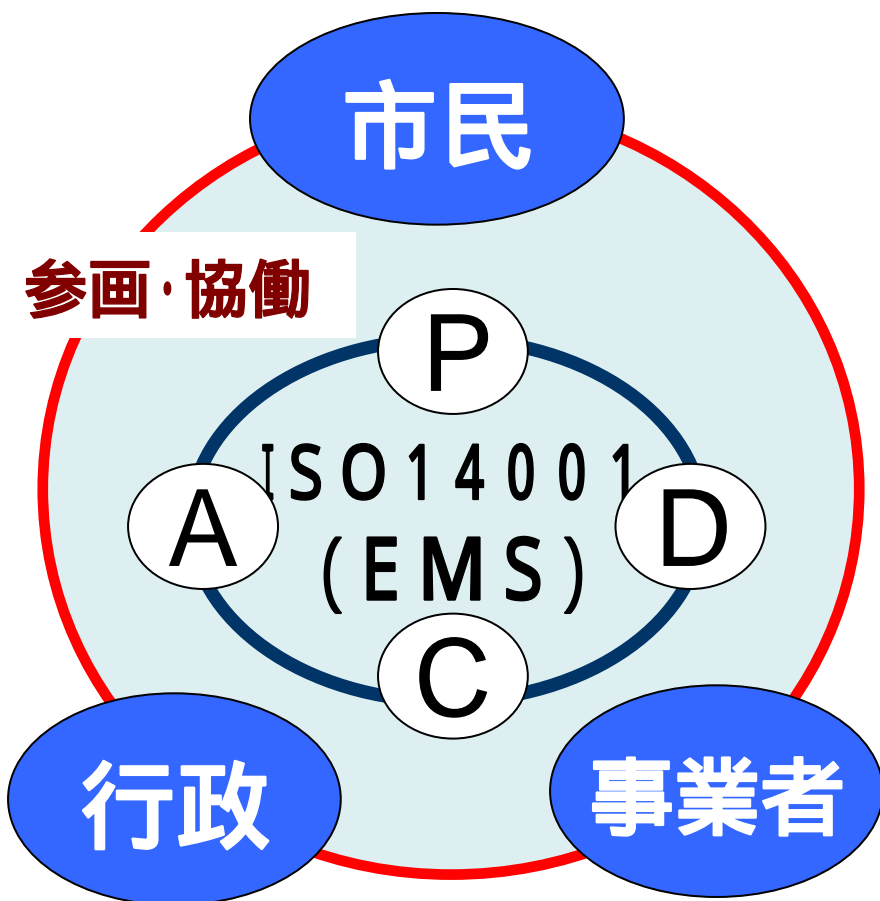
## 西宮市環境基本条例

### 第8条

市長は、環境計画を市、事業者及び市民の参画と協働により推進し、並びに推進状況の把握及び継続的改善のための手段を検討するため、市、事業者及び市民によって構成されるパートナーシップ組織の設置に努めるものとする。

# 環境計画評価会議

計画の進行をチェックする組織



## メンバー一覧

市民関係	公募市民(2名)
企業関係	西宮商工会議所
	ISO取得事業所
専門家	大学
	ISOコンサルタント
行政関係	西宮市環境局
	他市ISO担当者

# エココミュニティ会議 (市内20地区)

地域に根ざしたエコ活動を行う地域単位の組織です。

中学校区	世帯数	人口
浜脇	12,265	28,283
西宮浜	3,099	7,386
大社	18,118	41,204
苦楽園	11,513	28,912
上ヶ原	11,525	27,863
甲陵	12,403	30,544
平木	9,736	20,728
甲武	8,591	21,950
瓦木	10,596	27,124
深津	8,696	18,387
上甲子園	11,055	25,057
今津	12,331	25,432
真砂	6,769	17,103
鳴尾	11,961	26,101
浜甲子園	6,630	13,519
鳴尾南	6,986	16,434
高須	4,528	11,375
学文	9,603	24,335
山口	6,577	17,996
塩瀬	9,164	25,319
	192,146	455,052

平成16年3月1日 現在

地域住民が自発的に地域目標を設置し、  
地域に根ざした活動を行う組織

【設置根拠】 西宮市環境基本条例

## 第20条

事業者及び市民は、地域における環境保全活動等の推進に努めるものとする。

2 市は、地域における事業者及び市民の協働による取組を支援するものとする。

## 【構成メンバー】

### ・地域団体

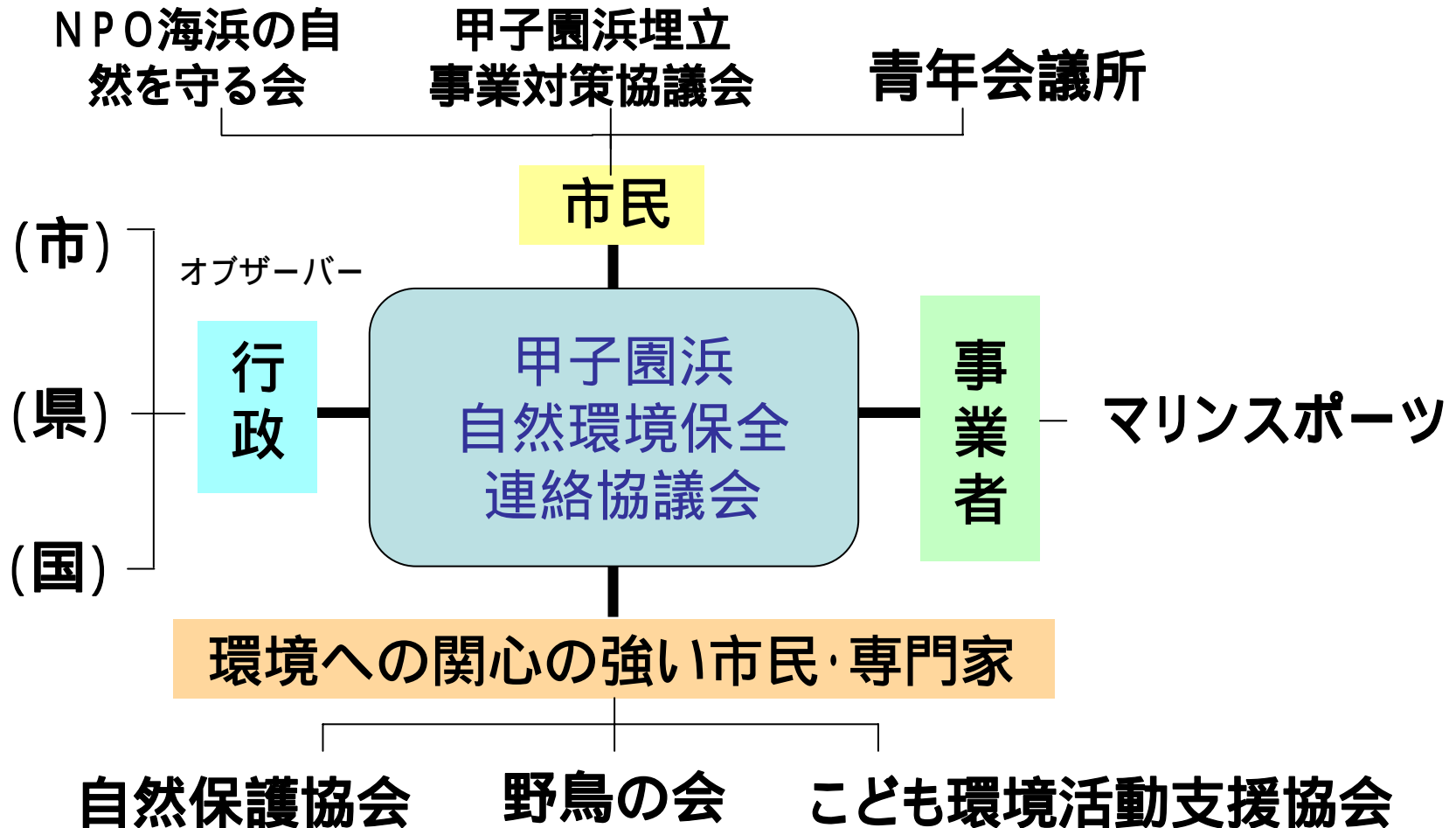
環境衛生協議会、社会福祉協議会、自治会、  
青少年愛護協議会、コミュニティ協会、学校園PTAなど

### ・一般住民

### ・地域内事業所

### ・市職員

# 学習拠点を軸とした活動ネットワーク





# 市役所エコ推進会議

庁内の総合的な環境施策を推進する組織

## 市役所エコ推進会議

エコ推進統括者  
(市長)

推進本部  
(助役・各局長)

環境配慮指針検討委員会

地球温暖化対策検討委員会

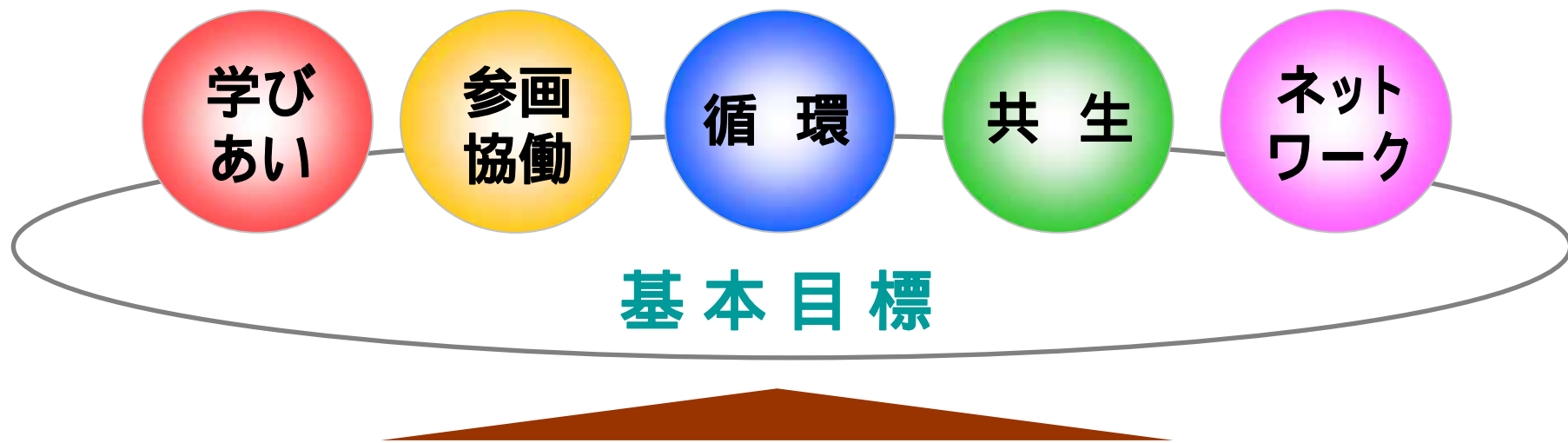
グリーン購入促進委員会

かんきょう通信・環境研修委員会

エココミュニティ会議担当

# 人を育み、人が育む 『環境学習都市・にしのみや』

共生と循環のところで次代につなぐ 山のみどりとおおい海



## 環境目標

学びあい

参画協働

生物多様性

快適なまち

資源循環

温暖化防止

良好な環境

国際協力

# 地球ウォッチングクラブ(EWC)事業

エコカードを中心とした活動



P T A・教員と連携した学校園での学習活動



教員向け研修

1992年にスタートしたEWC事業は、1995年から環境庁が実施したこどもエコクラブの基本モデルとなる。

# EWCエコカードシステムのしくみ

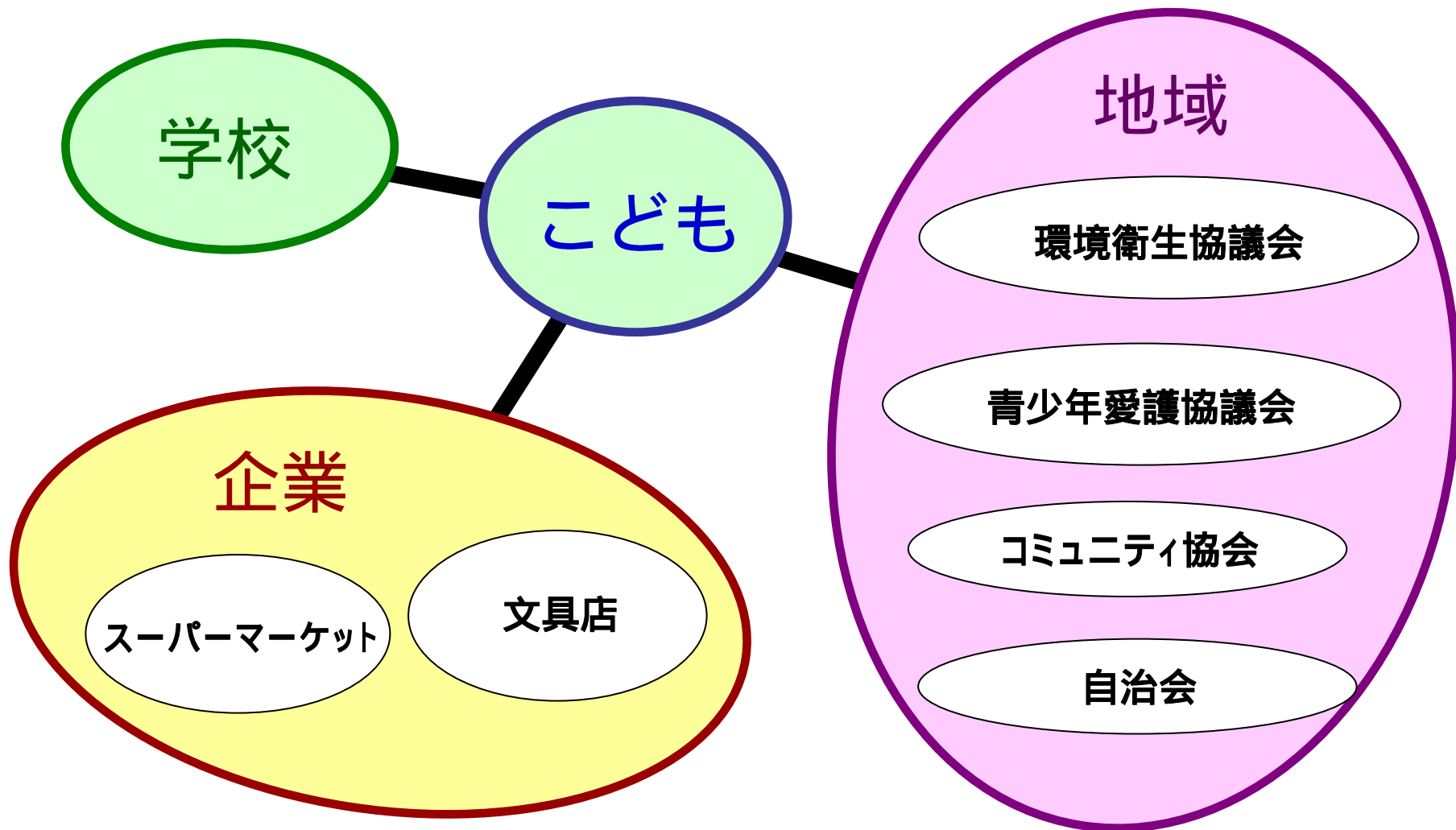
## 家庭・地域・学校を結ぶエコカード



子どもたちの「気づき」を「つなぐ」大人の声かけ

# エコカードを活用した地域ネットワーク

～ 子どものエコ活動を支援する地域のしくみ ～



# エコアクションカード活動

中学生以上の市民対象(在住、在学、在勤者)  
12のテーマに基づいた環境活動を行いスタンプ  
またはサインを集める

## 【活動のテーマ】

- 環境学習・支援
- まち美化
- 資源リサイクル
- グリーン購入
- マイバッグ活動
- 環境以外の社会的活動
- 緑化活動
- 自然体験
- 国際交流
- 温暖化防止
- マイタウンレポート
- エココミュニティ



# 環境活動を支援する エココミュニティ情報掲示板

【 URL: <http://info.leaf.or.jp> 】

## 環境学習都市・しのみや エココミュニティ情報掲示板



### 環境活動予定



#### 地域 ▶ [この項目の全一覧](#)

- 6月 5日(日) [クリーン大作戦](#) 市内全域
- 6月11日(土) [ホテル観察会](#) 山口
- 7月28日(木) [環境学習会](#) 瓦木



#### 学校・公民館など ▶ [この項目の全一覧](#)

- 6月15日(水) [神原小学校3年生PTA 野生見トレニング](#) 大社
- 7月12日(火) [名塩幼稚園 名塩川ウォッチング](#) 塩瀬
- 7月30日(土) [中央公民館 環境学習講座](#) 市内全域



#### 事業所 ▶ [この項目の全一覧](#)

- 6月3日(金) [西宮市 環境講演会](#) 市内全域
- 6月4日(土) [キリンビール 環境講演会](#) 市内全域



### 環境活動報告



#### 地域 ▶ [この項目の全一覧](#)

- 5月 2日(月) [地域清掃活動](#) 今津
- 5月 7日(土) [自然観察会](#) 甲陵
- 5月 8日(月) [花を植える会](#) 浜脇
- 5月14日(土) [渡り鳥観察会](#) 浜甲子園



#### 学校・公民館など ▶ [この項目の全一覧](#)

- 5月 2日(月) [平木小学校2年PTA 応田の森春みつけ](#) 平木
- 5月 7日(土) [武庫川女子大学付属高校2年 企業と環境学習](#) 浜甲子園
- 5月14日(土) [EWCアースレンジャーファミリー表彰式](#) 市内全域



#### 事業所 ▶ [この項目の全一覧](#)

- 5月22日(日) [伊藤ハム わくわく探検隊](#) 市内全域



### 市民が取り組んだエコアクション



### 活動の手引▶ 環境まちづくり アクションガイド

現在前月末

活動種別	現在	前月末
学習活動	300	200
美化活動	400	350
資源リサイクル活動	450	350
グリーン購入活動	300	280
緑化活動	550	480
自然体験活動	200	170

#### EWC活動(地球ウォッチングクラブ) 小学生が取り組む環境活動



アースレンジャー数	2,048 人
アースレンジャーファミリー数	146 人
20個スタンプを集めた数	674 人



市内全域

絞り込む地域を  
選んでください↓

- 浜脇
- 西宮浜
- 大社
- 安井
- 苦楽園
- 上ヶ原
- 甲陵
- 平木
- 甲武
- 瓦木
- 深津
- 上甲子園
- 今津
- 真砂
- 鳴尾
- 浜甲子園
- 高須
- 学文
- 山口
- 塩瀬

絞り込む地域が  
分らないとき↓  
地域検索

# NPO法人こども環境活動支援協会



Learning and Ecological Activities  
Foundation for children

こども環境活動支援協会は、市民・行政・事業者の連携を深めながら次代をになう子どもたちの環境活動を応援するために、平成10年4月に西宮市の呼びかけで設立され、平成14年4月特定非営利活動法人(NPO法人)として認証取得

## < 事業内容 >

- ・ 地域に根ざした持続可能な社会に向けた教育の調査研究事業
- ・ 自然体験活動を推進するための支援事業
- ・ 企業会員と連携した環境教育事業
- ・ 世界の子どもたちの環境活動交流事業
- ・ 広報・出版事業



# 企業と連携した環境学習事業 企業プロジェクト



# エココミュニティ会議での活動

- 地域における目標設定と活動の手順 -

わが町ぶらり活動

地域の自然・文化・歴史  
を再発見する

課題抽出ワークショップ

地域固有の  
特徴・課題を認識する

行動計画の作成

地域目標を決めて、  
行動を提案する

評価・ステップアップ事業

地域での結果公表・意見  
聴取のしくみづくり

# エココミュニティ会議 活動展開例

- ・地域の環境向上
- ・市民の成長

ふりかえる

見る

考える

行動する

ふりかえる

見る

考える

行動する

計画の推進  
進行管理

【PDCA】  
スパイラル型の  
ステップアップ

活動スタート



# 参画・協働

## ～ 現況と課題 ～

前環境計画は、その策定過程、推進、評価について市民、事業者などの参画と協働が不足していた。

( 行政主導の計画推進 )

平成15年、環境学習都市推進市民会議を設置。

条例での意義付け・新計画推進における参画・協働の確保

環境学習の分野においては「EWC事業」など市民参画型事業が生まれた。

平成10年度、市民、事業者、行政のパートナーシップ組織「こども環境活動支援協会(LEAF)」が発足(H14年NPO取得)。

# 参画・協働

## ～ 今後の取り組み ～

各主体、各世代の参画と協働を進めます。

- ・各主体のパートナーシップによる推進組織の設置
- ・各種組織への公募委員の参画
- ・若年層、勤労者、女性などの参画促進のための活動の場や時間帯の配慮
- ・各種メディアを通じた情報提供と幅広い市民からの意見聴取の実施

各主体の特性に応じた自律した活動を進めます。

- ・各主体（市民、事業者、行政）が果たすべき役割と責務

(市民) 環境に配慮した生活様式の実践、エコシティ会議の設置

(事業者) 環境に配慮した事業活動の実践、

(行政) 環境に配慮した事務事業の実施、国・県等の広域連携、

市民・事業者の自主的な環境活動への支援、誘導策の整備



21世紀に誇ることのできる  
持続可能なまちづくりをめざして



# 市民参画条例制定に向けて「仕組みづくり」の観点に重点をおいて

2006.9.30 市民参画条例(仮称)制定委員会第4回全体会議

角 松 生 史(神戸大学)

## 1 市民参画条例の主な内容

### 1.1 二つの柱

政策形成過程への市民参画

市民と行政の協働

### 1.2 上の双方について、

理念

制度 市民参画のメニュー

実効性確保・推進のための仕組み

が問題になる

## 2 条例制定に当たって求められること:この委員会で何を議論するのか

### 2.1 「仕組み」づくり

個別の分野(例:少子化対策)について具体的な政策提言(例: \*\* 手当の拡充)ではなく、  
(政策形成過程への市民参画)

市民の側から政策を提案していく仕組み

行政の提案に対して市民が意見を述べるための仕組み

(市民と行政の協働)

市民の公益的な自主活動を推進するための仕組み

行政が市民に協力を求めるときの受け皿づくり

### 2.2 「理念」と「仕組み」の関係

両方についての議論が必要だが、

具体的な仕組み

さまざまな政策分野について西宮が抱える具体的な問題についてまず議論した方がよいの  
ではないか

\* ただし最終的には、上述のように、具体的政策提言ではなく、仕組み作りの提言

### 2.3 「仕組み」には

条例で定めるのにふさわしい事項

規則・要綱で定めるのにふさわしい事項

具体的な運用の問題



などいろいろあるが、当分の間はこの区別は気にしなくてよいのではないか

そもそも「決まった答え」がない状況

\* 文言を法律的に厳密にすることも今は気にしなくて良いのではないか

## 2.4 課題

各市の条例の状況

条例の文言

運用の実態

「西宮らしさ」の探求

## 3 各市の条例の具体的規定事項

第2回全体会議で配布された条例集から、いろいろな仕組みについてイメージを持ちやすいものをそれぞれ1, 2例を選んだ。「内容が良いものを選んだ」という趣旨ではない(内容的評価はこれからの議論で考えていくことである)

### 3.1 市の政策形成過程への参画

#### 3.1.1 理念

各市の特色・誇り

なぜ間接民主主義の仕組みだけでなく、市民参画が必要なのか？

(狛江市:前文)

狛江のまちに「新しい風」を！ そのような思いをこめて、私たちはこの条例を定めます。

「新しい風」は、市民と自治体の信頼に基づくパートナーシップから生まれます。そのためには、まちの主体である市民が自らの責任と役割を自覚して市の行う活動に積極的に参加するとともに、市民公益活動を自主的に行う様々な団体と行政組織が対等な立場でまちの発展のために取り組むことが求められます。そしてそのことは、行政のありかたそのものを、より市民に開かれたものに変えていくことでしょう。

狛江市においても、既にそのための様々な試みが始められています。しかしさらに系統的で継続性のある施策の展開のためには、誰にもわかりやすい形で一定のルールを定めておくことが必要になります。この条例はそのための第一歩として、市が行政上の制度として取り決めておくべき事項を定めたものです。

今後、より多くの市民や市民公益活動を行う団体がこの条例を積極的に使いこなす中で、ここに定めた事項がより豊かな実りを生み出すことを念願しています

(高知市:前文)

何でまちづくりをするか。みんなあにとって、「のうがえいまち」にしたいき。なんかあったときに、すっと助け合える関係でおりたいき。このまちに住んじょって良かったと思えるようになりたいき。市

民も行政もまちづくりを進めたいと思いう。悩みを共有したいし、喜びも分かち合いたい。話をしたらみんなあ目指すところは一緒ながよ。市民同士、市民と行政がうまいことつながったらえいねえ。みんなあでまちづくりができるようになったらえいと思わん。ほんで、この条例を、きおうてつくったがよ。どう、まちづくり一緒にやろうや。

### 3.1.2 参画の対象 どんな場合に市民参加が必要か

(旭川市)

第6条 市の機関は、次に掲げる施策を実施しようとする場合は、市民参加を求めなければならない。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (4) 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更

2 市の機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加を求めないものとする。

- (1) 定型的又は経常的に行うもの
- (2) 軽易なもの
- (3) 緊急に行わなければならないもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

3 市の機関は、第1項の規定にかかわらず、市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合を除く。以下「市税等に関するもの」という)は、市民参加を求めないことができる。

4 市の機関は、第1項各号に掲げる施策以外の施策(第2項各号のいずれかに該当するものを除く。)にあっても、市民参加を求めることができる。

5 市の機関は、市民参加を求めなかった場合において、市民からその理由を求められたときは、これを当該市民に回答しなければならない。

### 3.1.3 「市民」の定義

・ どこまでを「市民」に含めるか

市内在住者

市内事業所勤務者

市内学校在学者

利害関係者

- ・ 未成年者、永住・定住外国人の位置づけ
- ・ 制度ごとに範囲が異なっても構わない

例：国の情報公開法は、外国に住む外国人も利用できる。パブリック・コメントや電子会議室(例：藤沢市)は他市の在住者も含めて「広く知恵を募る」こともできる。それに対して、市民投票は当然何らかの限定が必要。

(宗像市)

## 第2条

(1)市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者

ウ 市内の学校に在学する者

エ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

オ 当該事案について利害関係を有する者

第25条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る宗像市の住民票が作成された日(他の市町村から宗像市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上宗像市の住民基本台帳に記録されているもの

(2)年齢満18年以上の永住外国人で、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が宗像市の区域内にあり、かつ、同項の登録の日(同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の規定による宗像市の区域内への居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日)から引き続き3月以上経過し、規則で定めるところにより、選挙管理委員会に登録の申請をしたもの

### 3.1.4 参画の「メニュー」・時期・組み合わせ(マッチング・ルール)

(和光市)

第7条 市民参加の方法は、次のとおりとします。

(1)市民政策提案手続(市民が具体的な政策等を提案し、その提案に対し、市の機関が意思決定を行うとともに、その提案の概要、市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。)

(2)パブリック・コメント手続(市の機関が政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表した上で、これに対する市民からの意見の提出を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。)

(3)公聴会手続(政策等に対して広く市民等の意見を聴くため、市の機関が行う会合を開催する一連の手続をいいます。)

(4)審議会等手続(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するもの(その構成の全部又は一部に市民が含まれるものに限ります。))を設置し、これに市の機関が諮問等を行うことにより意見を求める一連の手続をいいます。)

(5)前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

第8条 市の機関は、対象事項の性質、影響及び市民の関心度を考慮して、適切な時期に前条に定める方法のうちから、1以上の適切な方法により行うものとします。

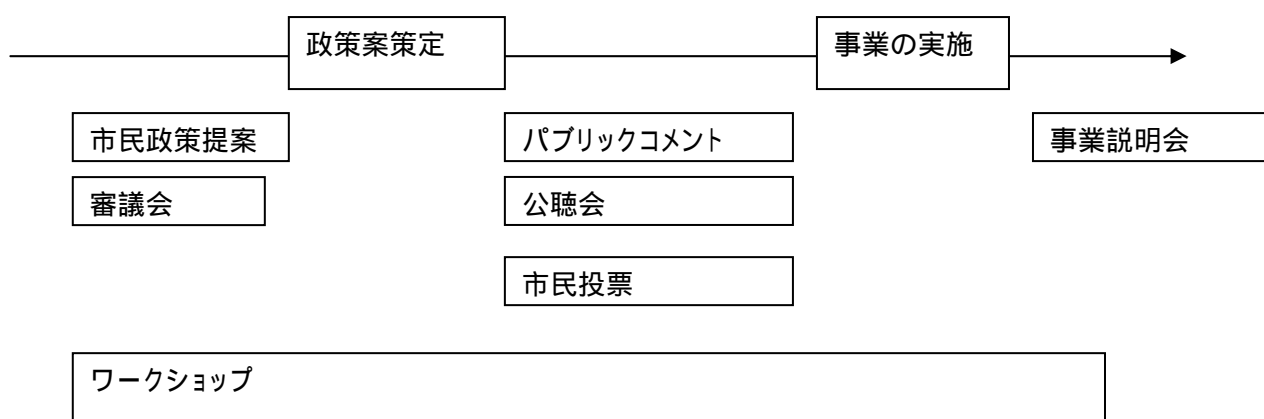
2 前項の場合において、市の機関は、より多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、複数の市民参加の方法を併用するよう努めるものとします。

(京都市)

第9条 市長等は、政策の形成、実施及び評価の一連の過程において、公聴会、ワークショップ(本市及び市民による自由な議論により、政策、施策又は事業(以下「政策等」という。))の方針、内容等に関する意見を集約するための会合をいう。)その他の市政への参加の手続のうち、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。

2 市長等は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃、重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリック・コメント手続(政策等について、その目的、内容その他の事項を公表し、広く市民の意見を募集し、当該意見に対する本市の見解を公表し、当該意見を勘案して意思決定を行う手続をいう。以下同じ。)を行わなければならない。

3 パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。



### 3.1.4.1 市民政策提案

(和光市)

第9条 市民政策提案手続における提案は、年齢満18歳以上の市内に住所を有する者が10人以上の連署をもって、その代表者から市の機関に対して対象事項(第6条第2項に該当するものを除きます。)について行うことができます。

2 市民政策提案手続において、市の機関が政策等の提案を求めようとするときは、提案を求める政策等の目的、提案できる者の範囲、提案の方法その他提案に必要な事項を公表するものとします。

3 市の機関は、提案のあった政策等について総合的かつ多面的に検討し、検討結果及びその理由を提案した者(代表者がいるときは、その代表者)に通知し、原則として公表するものとします。

### 3.1.4.2 審議会

(西宮市 第三回資料参照)

(西東京市)

第7条 実施機関は、専門的・技術的知識及び経験、学識経験等に基づく審議により答申、報告等を求める場合は、審議会等を設置する。

2 実施機関は、個人の知識、経験に基づく自由な意見交換により、提言等の取りまとめを求める場合は、懇談会等を設置する。

第8条 実施機関は、附属機関等の会議(以下「会議」という。)を公開しなければならない。ただし、西東京市情報公開条例(平成13年西東京市条例第12号)第7条各号に定める不開示情報を審議する場合及び附属機関等において公開することにより円滑な審議に支障が生ずると認める場合は、この限りでない。

2 実施機関は、会議を非公開とする場合を除き、会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。

3 実施機関は、会議を公開する場合は、会議に係る資料を傍聴者の閲覧に供する等、傍聴者が会議の内容について理解を深められるよう努めるものとする。

第9条 実施機関は、開催した会議については、会議録を作成しなければならない。

2 会議録は、これを公開しなければならない。

3 前項の場合において、会議録に西東京市情報公開条例第7条各号に定める不開示情報が記録されているときは、同条例の例により公開する。

第10条 実施機関は、附属機関等を設置しようとする場合は、その設置趣旨及び審議内容に応じ、市民公募枠を確保するよう努めるものとする。

### 3.1.4.3 パブリック・コメント

(石狩市)

第17条 パブリックコメント手続における意見の提出方法は、その記録性を確保できる範囲で、可能な限り多様な方法を認めるものとする。

2 パブリックコメント手続における意見の提出期間は、1月以上とする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見の提出期間を1月未満とすることができる。

#### 第 18 条

市の機関は、パブリックコメント手続を行うときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 対象とする事案の内容
- (2) 対象とする事案の処理方針についての原案及び関連事項
- (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限
- (4) 意見を提出することができる者の範囲
- (5) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期
- (6) その他必要な事項

### 3.1.4.4 公聴会

(狛江市)

第 16 条 公聴会の手続きは、実施しようとする行政活動等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表した後、それに対する意見を公述人としての市民から受ける方法とする。

17 条(公聴会開催の公表) 18 条(公聴会の運営) 19 条(報告書の作成等)

### 3.1.4.5 市民投票

(箕面市)

(市民投票の実施)

第八条 市長は、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。

- 2 前項の市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。

### 3.1.4.6 ワークショップ

(西東京市)

第 21 条 実施機関は、課題、問題点等の抽出と選択を通して、複数の市民との一定の合意形成を図る必要がある場合は、市民と市及び市民同士の自由な議論により市民意見の方向性を見出すことを目的とする集まり(以下「市民ワークショップ」という。)を開催する。

(宗像市)

第 12 条 実施機関は、市民ワークショップを開催するときは幅広く市民等の参加を求め、実施回数、ファシリテータ(参加者の発言を促し、及び持っている力を引き出し、より多くの参加者が議論に参加できるように市民ワークショップを主宰する者をいう。)の選任等に当たってはより効果が得られるよう配慮し、素案の合意形成が図れるよう努める。

2 前条第2項から第4項までの規定は、市民ワークショップを開催する場合の事前の公表等について準用する。

### 3.1.5 仕組みを実質化するために

市民参加推進計画の策定

施行状況の検証 モニタリングの仕組み

推進・評価機関(市民会議等)の設置

血の通った制度にするためにはどうしたらいい？

(石狩市)

第28条 次に掲げる事項について市の機関の諮問に応じ、又は市の機関に建議するため、石狩市市民参加制度調査審議会(以下「調査審議会」という。)を置く。

- (1) この条例の改正又は廃止に関する事項
- (2) この条例に基づく規則等の制定、改正又は廃止に関する事項
- (3) 市民参加手続の実施及び運用の状況の評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項

(旭川市)

第15条 本市の市民参加に関する基本的事項を調査審議させるため、旭川市市民参加推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

第16条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市民参加の推進状況に対する総合的評価
- (2) 市民参加の方法の研究及び改善
- (3) この条例の見直しに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民参加に関する基本的事項

2 推進会議は、市民参加の推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。

第17条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市長が適当と認めた者
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、市長が行う公募に応じた者

2 前項第3号に掲げる委員の数は、委員総数の5割以上となるよう努めるものとする。

3 委員総数に対する男性比率及び女性比率は、そのいずれもが委員総数の4割を下回らないよう努めるものとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(高知市)

[ 第 20 条 ] この条例に基づく諸制度が適正かつ円滑に機能しているかを見守り、パートナーシップによるまちづくりを推進するため、高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会(以下「見守り委員会」という。)を置く。

[ 第 21 条 ] 見守り委員会は、この条例に基づく諸制度に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

[ 第 22 条 ]

1.見守り委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2.見守り委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)学識経験を有する者

(2)市民活動を行う者

(3)前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3. 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 委員は、再任されることができる。

5. 前各項に定めるもののほか、見守り委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 3.2 市民と行政の協働

### 3.2.1 市民活動支援

支援の対象、公募申請手続などをどのように規定するか

(狛江市)

第 24 条 市は、市民公益活動を行う団体に対しその活動を推進するため、予算の範囲内で助成金の交付等の財政的支援に努めるものとする。

(活動場所の提供)

第 25 条 市は、市民公益活動を行う団体が、活動の分野や性格を問わず自由に使用できる場所を提供するように努めるものとする。

### 3.2.2 市民の自主的活動・行政からの協力要請の「受け皿」-コミュニティ支援

(岸和田市自治基本条例)

第 14 条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努める。

2 市長は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動(以下「コミュニティ活動」という。)の役割を尊重しながら適切な施策を講じなければならない。



第 15 条 市民は、前条に規定するコミュニティ活動を小学校区単位で実現するための組織として、地区市民協議会を設立することができる。

2 地区市民協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、町会、自治会その他組織と連携しながら協力してまちづくりを行う。

### 3.2.3 参入の機会の提供

(狛江市)

第 27 条 市は、市民公益活動を行う団体に対し、その専門性、地域性等の特性を活用することができる分野の行政活動について、参入の機会の提供をするよう努めるものとする。

第 28 条 前条の参入の機会の提供を受けようとする団体は、公益性及び公開性を有し、かつ、代表者を含め役員 3 名以上を置くものとする。ただし、営利を目的とする法人は除く。

2 前項の団体は、あらかじめ次の各号に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して、その登録を受けなければならない。

(1) 次に掲げる内容が明記された規約又は会則

(略)

3 市長は、前項の申請が市民公益活動を行う団体の要件に適合し、下記のいずれかの条件を満たすと認めるときは、当該団体を登録するものとする。

(1) 団体の役員に狛江市に住所を有する者がいること。

(2) 団体の事務所、活動拠点が狛江市内にあること。

(3) 団体の活動範囲に狛江市を含むこと。

4 前項の規定により登録をされた団体は、第 2 項の規定により提出した書類の内容に変更があったとき又は解散したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

5 市長は、第 3 項により登録された団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

(1) 市民公益活動を行う団体に該当しなくなったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

(3) 第 1 項に規定する役員の定数を充足することができなくなったとき。

(書類等の公表)

第 29 条 市長は、前条第 2 項若しくは第 4 項の規定により提出があった書類又はその写し(以下「書類等」という。)を公表するものとする。ただし、書類等を公表することにより当該団体その他のものに著しい不利益を生じるおそれがあると認められるときは、その一部を公表しないことができる。

### (参考文献)

田中孝男「自治体法における自治基本条例・市民参加条例の意義と「市民参加」の保障の位置づけ」  
<http://www1.ocn.ne.jp/~houmu-tt/02-050203.htm>

木佐茂男/逢坂誠二編『わたしたちのまちの憲法』(日本経済評論社、2003)

松下啓一『協働社会をつくる条例 自治基本条例・市民参加条例・市民協働支援条例の考え方』(ぎょうせい、2004)

高橋秀行『市民参加条例をつくろう』(公人社、2004)

大和市企画部『ドキュメント・市民がつくったまちの憲法 大和市自治基本条例ができるまで』(ぎょうせい、2005)

山口道昭/西川照彦『使える！岸和田市自治基本条例 活用のための制度設計』(第一法規、2005)